

桜丘区民センター周辺地区 地区街づくり計画策定までの経緯と計画概要

平成18年から、地区内の住民の方がこの地区の住環境を守るため街づくりに取り組みはじめ、街づくりを推進するための様々な手法を検討されました。

平成19年4月には新たに「桜丘区民センター周辺街づくりの会」が発足し、この地区に適した街づくりの手法として地区街づくり計画を選択しました。その後、住民アンケートなどを経て、平成20年1月に「地区街づくり計画原案」を区に対し提案しました。

これを踏まえ、区は、平成20年3月、世田谷区街づくり条例の規定に基づき「桜丘区民センター周辺地区 地区街づくり計画」を策定いたしました。策定の段階では電線地中化を地区街づくり計画の内容とするかどうかについて議論がありましたが、現段階ではこの地域への導入はまだ将来の課題であることから、地区街づくり計画に入れることは見送ることといたしました。

この地区街づくり計画は、「目標」、「方針」、「取り組み」の3段階で構成されておりますが、具体的に数値を掲げて権利を制限し、義務を課すものではありません。

しかし、この地区の街づくりを進めていくために、建築などを行うに当たっては、この地区街づくり計画の尊重をお願いします。なお、パンフレットには「取り組み」を具体化する実例を掲げているので、参考としてください。



平成20年3月31日告示

街づくりの支援制度とは、

区では、みなさんの街づくりの取り組みを支援するため、次のような街づくりの支援制度を用意しています。活用にあたっては各担当課にご相談ください。

| | |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生垣緑化・花壇造成・ 屋上緑化・壁面緑化助成 | 生垣の設置などの費用の一部を助成します。 > みどり政策課（電話 5432-2282） |
| 雨水浸透施設設置助成 | 雨水浸透マスを設置する費用の一部を助成します。 > 土木計画課（電話 5432-2365） |
| 狭あい道路拡幅整備事業 | 幅4m未満の道路などを拡幅する費用の一部を助成します。 > 地域整備課（電話 5432-2469） |
| ユニバーサルデザイン 生活環境整備補助 | 小規模な医療施設・店舗・飲食店・公衆浴場の出入り口をバリアフリー化する費用の一部を助成します。 > 街づくり課（電話 5432-2871） |
| 耐震支援制度 | 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物への耐震診断支援・助成などを行います。他にもメニューがあるので、詳しくは担当までご連絡ください。 > 建築調整課（電話 5432-2468） |

お問合せは



世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 5432-2872（直通）



目 標

街に調和する建築を誘導し、良好な住環境を維持する。
 住環境を整備し、災害に強く、安全で快適に生活できる街をつくる。
 みどりや景観などの地区の良さを守り発展させるとともに、環境にやさしい街をつくる。
 良好なコミュニティの形成を図るため、住民相互及び住民と区との協力により、地区住民の自主性を尊重しつつ継続的な街づくりを進める。
 高齢者、障害者に優しく、子育てのしやすい街づくりを進める。



土地利用方針

空間的なゆとりがある低層戸建住宅を中心とし、それらと集合住宅などが調和した快適な住環境の維持保全を図る。

街づくり方針

便利・安全で快適な街を目指して、建物づくり、みどり・環境づくり、コミュニティづくりを総合的に進めながら、地区全体の利便性、安全性を向上させ、街なみや住環境の維持・改善を進める。



取り組み内容

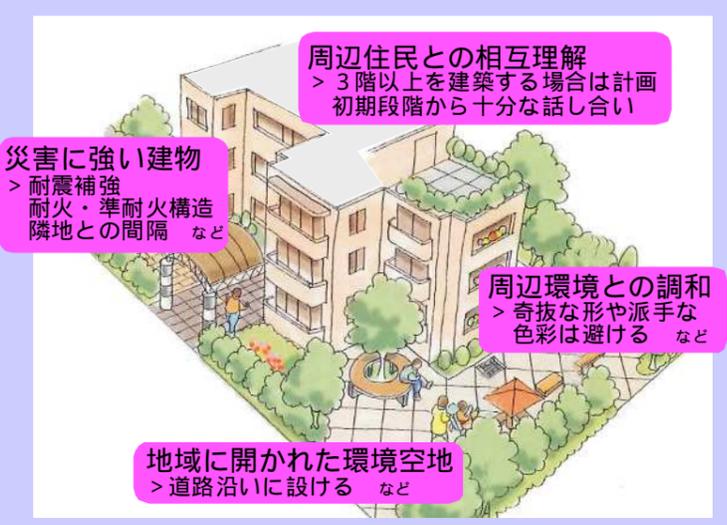
本計画により、建築などに新たに規制が加わったり、届出が必要になるということはありませんが、より良い街づくりに向け、計画内容を尊重して取り組んでください。



建物づくり

- ・良好な住環境を形成するため、建築に際しては、周辺の環境や景観との調和に配慮し、周辺住民との相互の理解にもとづく計画づくりに努める。
- ・災害に強い街をつくるため、防災性向上に資する建物づくりを推進する。

- ・良好な環境に配慮した建築計画づくりに努める。
- ・3階以上の建築物を建築する場合、計画初期段階から建築主と周辺住民とが十分に話し合い、相互の理解のもと計画を進めるよう努める。
- ・建物の形態、意匠、色彩等は周辺の環境と調和するよう努める。
- ・快適に生活でき、災害にも強い良好な住環境を形成するよう努める。



みどり・環境づくり

- ・敷地内のみどりを保全・育成する。
- ・地域に開かれたみどりと憩いの空間づくりを誘導する。
- ・街の美化や生活環境の向上を図る。

- ・生け垣化等の敷地内緑化を推進するとともに、既存樹木を活かした建築計画づくりに努める。
- ・環境空地等を整備する場合は、道路沿いに設ける等、地域に開かれたものになるよう努める。
- ・雨水浸透マスや透水性舗装などの雨水浸透施設の整備を推進する。
- ・既存の公共施設をみどりの創出の場として活用し、維持・向上させていく。



コミュニティづくり

- ・高齢者・障害者・子育ての人たちも参加できるコミュニティの場を創出するとともに、地域コミュニティの円滑化を図る。

- ・既存の公共施設をコミュニティ形成の場として活用し、維持・向上させていく。
- ・集合住宅を新たに建築する場合は、管理者及び連絡先を表示するよう努める。

